

ひょうご

職親会だより

2009.10 第24号

※ 職親会（兵庫県精神保健職親会）は、精神障害者の就労を支援する事業主の会です。

【目次】

《トピックス》

『—兵庫県精神障害者社会適応訓練事業の手引き—

手伝って下さい！職場への第一歩』を作成しました！…………… P1

《報告》

①第21回全国精神保健職親研究会（IN東京）…………… P2

②平成21年度全国精神障害者社会適応訓練事業研修会（IN青森）…………… P3

③就労支援地域研修会・事業所交流会（IN龍野）…………… P4

④平成21年度兵庫県精神保健職親会総会・講演会…………… P4

○平成20年度事業報告

○平成21年度事業計画

○兵庫県精神保健職親会役員（平成21年度）

○鼎談「職親三都物語～それぞれの事業所の取り組みから～」

《職場探訪》

三田市 社会福祉法人三翠会 さんすい園…………… P7

《お知らせコーナー》

○『平成21年度兵庫県精神障害者率先雇用事業』がはじまりました…………… P7

○『精神障害者ステップアップ雇用』について…………… P8

《トピックス》



『—兵庫県精神障害者社会適応訓練事業の手引き—

手伝って下さい！職場への第一歩』を作成しました！

職親会では、社会適応訓練事業（以下「社適事業」という）のより効果的な活用を目的に、『社会適応訓練事業の手引き』を作成しました。

本手引き書では、社適事業を利用するにあたってのポイントや、社適事業を利用された職親や訓練生の生の声なども取り上げています。職親や就労支援に関わる皆様が、実際に訓練をすすめる中で、疑問に思った時、困った時などにご活用いただければと思います。

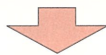


従来の社適事業では…

○利用目的が不明確

○訓練終了後の次のステップへの支援が乏しい

といった課題がありました。



平成19年度から20年度にかけ、ハローワークや障害者職業センター、県内の社会復帰施設などが集まり、就労支援検討会を開催しました。

第1回～第3回では、社適事業の要綱改正について検討し、

○利用目的を一般就労への移行と明確化

○そのために多機関が連携して支援に当たっていくこと

○訓練終了後も支援が途切れず、就労に向けた取り組みを継続すること

などに重点が置かれるべきなどの意見が出されました。

第4回～第5回では、社適事業を精神障害者の就労につながるより活きた制度とするため、支援者に向けた社適事業の手引き書を作成することとなり、事業のポイントや訓練生や支援者のニーズ等について検討し、その内容を取りまとめました。

今後、本手引き書を活用し、地域と連携した研修会や講演会等を実施し、地域の実態や課題を把握するとともに、地域単位での精神障害者の就労支援のネットワークの形成を目指します。

また、地域の支援者には、新たな協力事業所の開拓や、「働きたい」という当事者の相談に応じる際などに、本手引き書を活用していただきたいと思います。



報告

第21回 全国精神保健職親研究会 (IN東京)

6月5日、東京都BIZ新宿にて、「精神障害者社会適応訓練事業を再構成するために～自立支援法改正で位置づけはどう変わるか～」と題し、第21回全国精神保健職親研究会が開催されました。社適事業の実態把握を目的とした行政調査の結果や、様々な地域での活動の工夫や現状などの発表がされ、「社適事業は今後も必要とされている事業であることが明らかになった」との力強い報告もありました。また、「社適事業をどう再構成するか」と題し、会場の参加者も交えて、意見交換会が行われました。そこであがったいくつかの声をご紹介します。

(職親・企業障害者雇用担当者)

○例えば障害者雇用を行う企業を減税するなど、福祉に関する制度だけでなく、広い視野で考えなければいけないと思う。

○一人一人能力は違うのだから、実際に企業の声聞いて、柔軟に使える制度であってほしい。

○『働く＝社会復帰』ではないが、社会復帰を望む多くの人が望んでいるのが就労である。

(地域活動支援センター)

○施設では(自立支援法の性質上)作業をある程度出来る人を抱え込まないと経営が成り立たないという現状がある。例えば午前中の半日は社適で、午後は地域活動支援センターでもカウントできるなども考えてほしい。

(就労・生活支援センター)

○2週間くらいの『短期通りハ』みたいな利用の仕方ができればいい。また、利用までできるだけスピーディーにしてほしい。利用や更新の可否の判定が2ヶ月に1回とか6ヶ月に1回では、本人も受け入れ側も時期を逃してしまう。



平成21年度 全国精神障害者社会適応訓練事業研修会 (IN青森)

平成21年8月2～3日に、青森県八戸市において、『共に生きる・ともに歩む』をテーマに、全国精神障害者社会適応訓練事業研修会が開催されました。特に、精神障害者の就労支援に関する話題が中心で、多くの支援者・当事者が参加されていました。職親会からは、森本会長、石井副会長が参加しました。

- 大妻女子大学人間関係学部の小川宏教授は、『地域に根ざした就労支援とジョブコーチの役割』をテーマにした講演の中で、障害者に対する就労支援について、次のような考え方を示されました。

障害者の就労支援の最大のポイントは、地域で活動するキーパーソンが、民間企業のことを理解していない「障害福祉サービス事業者」と障害者の福祉を理解していない「民間企業」との間に立って折り合いをつけていくことである。そのキーパーソンとは、障害福祉サービス事業所、病院・診療所、障害者就業・生活支援センターなどの職員、即ち、障害者を支える「支援者」である。

- なぜ、就労支援が問われるのか。その背景には、「働きたい」という障害者の思いを実現するためというノーマライゼーションの流れと、福祉的就労の場があまりにも低い工賃の世界に止まっている、という要因がある。
- 「働きたい」という障害者の思いを着実に継続して支援をしていく。①チャレンジ：ていねいなマッチングによる職場適応支援、雇用に向けた支援、②覚悟：一本の熱い情熱を持った支援、③ぶれない：必ず「働きたい」思いを実現する支援、の3段階での支援が必要である。
- 支援者は仕事そのものを教えるのではない。障害者が働いている場面から、いずれ支援者はいなくなること前提に、障害者と企業内の作業・仕事との橋渡しをするのが支援者の役割である。
- 就労移行支援事業所では、これまでの授産施設での取組から一歩進んで、事業所内での作業場面での実践的取組とともに、企業内実習を積極的に取り入れることが期待されている。

- 実践報告として、青森県内で精神障害者社会適応訓練事業に取り組んでいる協力事業所（職親）、社会適応訓練事業を利用された当事者の双方からの発表も行われました。



(元訓練生Aさん)

統合失調症で4～5回入院しました。最後の入院の後、精神障害者生活訓練施設で生活しながら、協力事業所の販売店舗で社会適応訓練事業に行くことにしましたが、通うのが不便でアパート暮らしを始めました。アパート暮らしは久しぶりの自由な環境だったので、どうしても、遅刻・欠席が増えてしまい、社長の提案で会社の寮に入ることにしました。

寮生活を始めてからは生活も規則正しくなり、今は、会社に正式雇用され、会社の構内全般的の維持管理業務を担当しています。「会社の将来と自分のために働きたい」という気持ちで毎日働いています。

社会適応訓練事業を始めた頃、社員から「私たちの仕事は障害者の仕事と同じレベルなの」との声が上がりました。そこで、社員には事業の趣旨を周知徹底し、会社のパンフレットに協力事業所だとPRするようにしました。

社会適応訓練事業では、訓練終了後在宅になった人、当初の予定期間を過ぎると同時にさっと訓練を終了した人、複数名を同時に訓練したら牽制しあって訓練の継続が困難になった人、いろいろなパターンを経験してきました。

精神に障害のある方は、常に社会から置き去りにされているという焦りを感じているとします。仕事を通じて光るものが必ずある、その光るものを会社が必要だということを伝えることが大切だと、協力事業所になって経験的に教えられました。



(職親Bさんの声)

(文責 兵庫県障害者支援課 荻野勝己)



就労支援地域研修会・事業所交流会 (IN龍野)

7月16日に、龍野健康福祉事務所、精神保健福祉センター、職親会の共催で、就労支援地域研修会を開催しました。龍野管内の、新たな職親など7カ所の事業所が集まり、交流会を行いました。個々の事業所が不安に思っている点や課題について、他の事業所からアドバイスをもらったりと、大変有意義な会となりました。こういった交流が、地域単位で職親を含む支援者のネットワーク作りのきっかけになればと、職親会も後押ししていきたいと考えています。

《交流会で出た声をいくつか紹介します》

- 直接お客さんと接する作業は、訓練生自身もしんどいという場合もある。そこで、リネンの作業などの仕事にまわってもらいうまくいったという例もあった。
- 訓練生を、従業員やお客さんに、どのように紹介すればいいのだろうか？
→どういうふうに呼ばれたいか、紹介して欲しいかといったことを、予め、事業所内や本人と話し合っておいてはどうか？ 例えば『研修生』『実習生』『ボランティア』などの名札をつけるといった工夫をしていた事業所もあった。
- 作業はこなせるが、「昼休みに一人でいることがしんどい」という場合も多い。同じ時間でも、昼をまたがずに午前だけ、午後だけにすると、そういった配慮が必要。
- 個人差はあるが、経験的に訓練生は、はじめはすごく頑張るが、一ヶ月くらいでパワーダウンしてくる。だから60%くらいの仕事量からはじめるようにしている。それと、「ここまでやって下さい。」といったように、ノルマを与えるのではなく、自分のペースでやってもらうことをこころがけている。最初は、『人手』ではなく『ボランティア』というくらいの認識がいいのかも。



平成21年度 兵庫県精神保健職親会総会・講演会

6月25日、平成21年度の総会を開催し、20年度の事業・決算報告、21年度の事業・予算計画、役員改選が承認されました。

○平成20年度事業報告

事業名	年月日	場所	内容
(1) 総会	20. 7. 29 (火)	兵庫県看護協会会館	事業報告及び事業計画
(2) 職親研修会の開催(県全域)	20. 7. 29 (火) 20. 7. 30 (水)	兵庫県看護協会会館 姫路市保健所	就労支援研修会・退院促進支援研修会 *事業説明 ・「精神障害者社会適応訓練事業の新たな取り組み」 ・「兵庫県の退院促進支援事業について」 *講演 ・「障害を持ちながらも自立と納得のいく社会参加を目指すふれあいセンターの13年間の試み」 「ふれあいセンターの活動紹介」 ふれあいセンター（沖縄県）相談員 森田恵美 「ふれあいセンターの理念と展望」 ふれあいセンター（沖縄県）元相談員 永山盛秀 *グループワーク 参加者 29日：83名、30日：68名
(3) 役員会	20. 6. 18 (水) 20. 10. 28 (火)	精神保健福祉センター 精神保健福祉センター	参加者 10名 参加者 8名
(4) 広報普及	20. 11	・ひょうご職親会だより 第23号 3,000部 会員・賛助会員、健康福祉事務所、ハローワーク等約300箇所に配布	
(5) 手引きの作成	21. 3	・「兵庫県精神障害者社会適応訓練事業の手引き 手伝ってください！職場への第一歩」	1,500部

(6) 就労支援検討会の開催	20. 5. 4 (水)	精神保健福祉センター	社会適応訓練事業の改正について	参加者：15名
	20. 6.11 (水)	精神保健福祉センター	社会適応訓練事業の改正について	参加者：15名
	20.11. 7 (金)	精神保健福祉センター	社会適応訓練事業の手引きについて	参加者：17名
	20.12.25 (木)	精神保健福祉センター	社会適応訓練事業の手引きについて	参加者：15名
(7) 他機関との連携・協力	20. 6.10 (水)	兵庫県農業共済会館	第1回障害者雇用・就労支援ネットワーク会議(会長1名)	
	20.11. 3 (月)	メリケンパーク	ハートフェスタ後援・鉢植え提供	
	20.12.11 (木)	グリーンアリーナ神戸	第2回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会(後援)	
	21. 2. 2 (月)	兵庫県民会館	第1回兵庫県障害福祉審議会(会長1名)	
	21. 2.10 (火)	兵庫女性交流館	第2回兵庫県障害福祉審議会(会長1名)	
	21. 3.26 (木)	兵庫女性交流館	第3回兵庫県障害福祉審議会(会長1名)	
(8) 全国職親会への協力	20. 6.13 (金)～ 20. 6.14 (土)	新宿リサイクル活動センター等	第20回全国精神保健職親研究会(事務局1名)	
	20. 9.23 (火)～ 20. 9.24 (水)	エルおおさか	平成20年度全国精神障害者社会適応訓練事業研修会大阪大会(役員3名)	
	20. 9.24 (水)	エルおおさか	(NPO) 全国精神障害者就労支援事業所連合会理事会(役員1名)	
	20.10.24 (金)	アパローム紀の国	第56回精神保健福祉全国大会(役員1名)	
	21. 3.13 (金)～ 21. 3.14 (土)	OVTA 海外職業訓練センター	精神障害者中央就業セミナー(会長1名)	

職親会の活動費は、会費・賛助会費、県委託費によって賄われています。平成20年度は、収入856,209円に対し、支出は793,952円でした。主な支出は、社会適応訓練事業の手引き書作成や職親会だよりの発行、就労支援検討会、研修会の開催などでした。平成21年度は、696,357円の予算ですが、本総会において、あらたに会員の団体会費が承認されましたので、会費収入の増を目指したいと思います。

○平成21年度事業計画

- 1 定期総会及び講演会(平成21年6月25日開催)
- 2 地域研修会の開催(年2～3回)
- 3 役員会の開催(年2回)※第一回役員会は平成21年5月28日に開催
- 4 『兵庫県精神障害者社会適応訓練事業の手引き』の配布
- 5 『ひょうご職親会だより』の発行(年2回)
- 6 (NPO) 全国精神障害者就労支援事業所連合会(全国職親会)への参加並びに連携
- 7 会員の拡充
- 8 各種関係機関との連携・協力

○兵庫県精神保健職親会役員(平成21年度)

職親会創立以来、副会長を務めてこられた西村稜威雄さんが顧問となり、新副会長に後藤悦司さんが就任されました。さらに(有)岡寄精機の岡寄國男さん、(有)サポートセンターれいめいの野村浩之さんが新理事に就任されました。また、長年ご尽力いただいた福井護監事、鳥居嘉夫監事が退任され、上川雄吾さんと、新役員の(福)三翠会の東前弥生さんが新監事に就任されました。西村さん、福井さん、鳥居さん、本当にありがとうございました。岡寄さん、野村さん、東前さん、今後ともよろしくお願いします。

役 職	氏 名	事業所名	役 職	氏 名	事業所名役職
顧 問	西村稜威雄	西村商店	理 事	宮崎 宏興	NPO法人いねいぶる
会 長	森本 稔	(株)森本鐵工	理 事	岡寄 國男	(有)岡寄精機
副会長	石井 建三	イシメディカルサービス(株)	理 事	野村 浩之	(有)サポートセンターれいめい
副会長	後藤 悦司	(株)S.G.U	監 事	上川 雄吾	(株)金森商店
理 事	細見 勝	(株)伸和青果食品	監 事	東前 弥生	(福)三翠会
理 事	高嶋 秀忠	高嶋園芸			

○鼎談「職親三都物語 ～それぞれの事業所の取り組みから～」

講演会では、「職親三都物語」と題し、大阪・岡山より職親として精神障害者の就労支援に取り組んでおられるお二方をお招きし、地元の森本会長を加え、鼎談を行いました。

芦田庄司さん アクテック株式会社（大阪）

面接の時に3つのことを聞くようにしている。1つ目は『自分の志を明確にする』。2つ目は『志実現のための努力目標を定める』。3つ目は『自らの意思で、目標達成のための行動を起こす』。そして受け入れたからには「障害者だから」という特別扱いはせず、ノルマや目標は持ってもらうようにし、評価もきっちりと返す。『自分はこれだけできる。あるいはできない。』という力を納得し受け入れられればOK。そういう人は続く。評価は、その人の具体的な行動をもってフィードバックする。

医師には「安定剤を飲んでの危険作業はやめて下さい。」と言われる。でも訓練生の中には、機械場の仕事を望まれる人も多い。私は受け入れる以上本人のしたい仕事をしてもらいたいと考えている。健常者は慣れてきたら自分のやり方で仕事をしようとするが、精神障害者の人の多くは、教えた通りに仕事をこなすので、むしろけがをしない。医師や関係者からお叱りを受けたり喧嘩したり、色々あるが、日々試行錯誤しながら取り組んでいる。

永田恵子さん （有）シロクリーニング（岡山）

岡山では就労継続支援A型事業所が16社程ある。うち6社が職親。農業や苗屋さんといった所がほとんど。精神障害者には割と農業が合っているようで、長く続けられているみたい。最近是不況もあり、やっていけなくなって、辞めると言われるところも多いが、A型事業所に変え、なんとかやっていっている。そういった手続きなどはうちがアドバイスや協力をしている。



永田 昇さん （永田恵子さんのご主人も参加され、ご意見を伺いました）

「しょうが屋」といううどん屋をやっている。「しょうがや」という名前は『「しょうがいしゃ（障害者）」が自立するのに「いしゃ（医者）」はいらん』というのが由来。しょうが屋をはじめて11年。今は1日に100人くらいお客さんが来るようになった。うどんの代金は計算しなくていいよう、どれも一緒。障害者が働けるようなことを考えてやっている。障害者だからあっちへ行けという世の中ではいけない。「明日は我が身」という先代が残した言葉を守ってやっている。

森本 稔さん 森本鐵工（兵庫）

私はもともと精神科病院の職員で昭和39年頃、院長から「退院させたいが、自分の生活費や小遣い位は何とかならないか。」といわれたのが私の天の声だった。父親の田んぼを潰して会社を作った。現在は正社員として3人、訓練生として1人に障害者を受け入れている。

1番ベースにあるのは人間愛だと感じた。最近、森光子さんが舞台を何百回とされた時に「なぜ頑張ったのか。」と聞かれて、「私が皆さんから力をもらったからです。私自身が嬉しかったから頑張った。」というテレビがあった。だから私たちも、色んな仕事をさせてもらう中で、私自身も色々と訓練させて頂いている。これからもそんな気持ちで進めていきたい。今回の鼎談はワイワイやろうということで企画した。

地域や取り組む形は違えど、精神障害者の就労にける熱い思いは同じ！今までの経験や現在の課題、これからの展望についてお話いただくとともに、会場の参加者とも意見を取り交わし、就労支援に対する意識を共有することができました。

今年度より新たに役員に就任された、東前弥生さんが施設長を務めておられる三田市の特別養護老人ホーム『さんすい園』にお邪魔しました。

さんすい園では、利用者の各居室が、『家』であるということを意識し、「プライバシーが守られる」「生活者の価値観が損なわれない」といったことを大切にされているとのこと。各居室は、同じ構造でも入居者によって飾り付けなどがそれぞれ個性があり、違った雰囲気でした。

職親となられたのは10年程前。最近では訓練生の受け入れはないとのことですが「現在も障害者の支援に関っている理由のひとつには、実際に訓練生が支援を通して就労に結びついていく姿を目の当たりにしたという体験があったから。」とおっしゃられていました。そんな東前さんに、はじめて訓練生を受け入れた当時のお話を伺いました。はじめは精神障害者のことも社適事業についても、なにも分からない状態で、「どうなるか分からないけれども…」という葛藤や不安があったそうです。

しかし、実際訓練がはじまってみると、本人の真面目さや素直さもあってのことでしょうが、まわりの従業員も理解を示され、声かけなども積極的にされたそうです。訓練開始時は、施設利用者と直接接してもらっていたが、まわりから見ても、本人はやりづらそうに見えたとのこと。実際本人自身も、しんどさを感じ、訓練を続けるのが難しくなってきたそうです。そこでリネンの洗濯など、人と直接接しない作業に変えたところ、本人の性格にもあっていたようで、無事訓練を続けることができたとのことでした。「誰でも人によって得手不得手があり、細かな対応や見直しができたことが、成功につながったのではないのでしょうか。人との関わりの中で工夫や気配りをするのは誰であっても日常茶飯事なこと。『障害者だから』ということだけではなく、大切にしないといけないことは一緒。」とにこやかに、おっしゃられました。



お知らせコーナー

○『平成21年度兵庫県精神障害者率先雇用事業』がはじまりました

兵庫県では、精神障害者の雇用や職場実習の受け入れがより一層進むよう、従来の知的障害者を対象にした率先雇用事業に加え、今年度から、精神障害者を県庁の職場で約6ヶ月間雇用し、一般就労へのステップとして、働くことに関する知識の修得や、職業能力の向上を図ることを目的とした、「精神障害者率先雇用事業」を始めました。

今年度は、3名の精神障害者が県本庁、県民局で事務補助業務に就いています。

こういった取り組みが進み、精神障害者の就労の場が広がっていくよう、職親会も応援していきたいと思っています。

○『精神障害者ステップアップ雇用』について

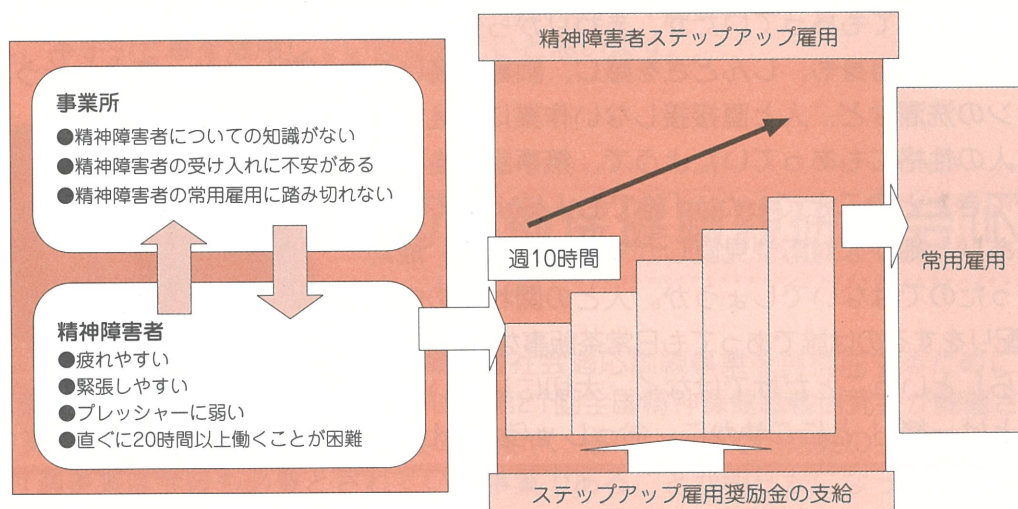
精神障害者ステップアップ雇用は、平成20年度から新たに実施されている制度です。精神障害者の特性から、短時間の就業から始め、一定の期間をかけて仕事や職場への適応状況などを見ながら、徐々に就業時間を伸ばしていくことで常用雇用への移行を目指していく制度です。利用者は、事業主と雇用関係を結びます。

この精神障害者ステップアップ雇用を通して、事業主も精神障害者の知識や雇用経験を持つことで、不安感を軽減し、常用雇用への取り組みのきっかけとなることが期待されます。

事業主には、利用者1人につき、月額25,000円が、最大12ヶ月間まで支給されます。さらに、平成21年4月から、以下のとおり改正されました。

〔雇 用 期 間〕 6ヶ月以上12ヶ月以内 → 3ヶ月以上12ヶ月以内
〔一週間の所定労働時間〕 10時間以上20時間未満 → 10時間以上

20時間未満という規定が外れたことにより、より柔軟な制度の利用が可能となりました。今まで、最短でも6ヶ月の利用が必要だったのですが、3ヶ月からの利用が可能になったことにより、利用しやすくなりました。



※ステップアップ雇用の利用の際には、ハローワークでの相談・紹介など、いくつかの条件が必要です。また、対象事業主になるためにも条件を満たす必要があります。詳しくは、ハローワークにご相談下さい。

兵庫県精神保健職親会 会員及び賛助会員 募集中

会 員	(社適事業所に限る	年会費 3,000円)
賛助会員 (団体)	(	年会費 3,000円)
賛助会員 (個人)	(	年会費 1,000円)

を募集しております。

【事務局】 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

兵庫県精神保健職親会 (県立精神保健福祉センター内)

Tel 078-252-4980 Fax 078-252-4981

お問い合わせや、ご賛同いただける場合は、上記事務局までご連絡下さい。